

熊本県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和7年（2025年）11月26日から令和8年（2026年）1月30日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、熊本県教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和8年（2026年）8月6日

熊本県監査委員	小 原 雅 之
同	藤 木 美 才
同	前 田 憲 秀
同	楠 本 千 秋

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 第二高等学校	（特殊勤務手当の過年度支出について） 教員特殊業務手当の支給について、次の課題がある。 (1) 令和5年度(2023年度)の教員特殊業務手当(修学旅行等引率指導業務)について、支給漏れがあり、令和6年度(2024年度)に支出している。 (2) 令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)の教員特殊業務手当(修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務)について、支給漏れがあり、令和7年度(2025年度)に支出している。 県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。	今後、泊付き出張等の際は、過年度の勤務実績報告書等を参考にするとともに、対外運動競技等引率の場合は手当該当の有無にかかわらず大会要項を添付し、副査、事務長での確認を徹底するようにした。 また、学校行事は実施時期及び内容を事前に確認し、事務室内で情報の共有化を図り、支給漏れ等が発生しない体制を構築した。 さらに、職員に対する研修を実施し、相互チェック機能を高めた。

監 査 対象機関	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
教育委員会 鹿本高等学校	(特殊勤務手当の過年度支出について) 令和5年度(2023年度)及び令和6年度(2024年度)の教員特殊業務手当(対外運動競技等引率指導業務)について、支給漏れがあり、令和7年度(2025年度)に支出している。 県立学校職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを行うこと。	手当支給にあたり、根拠規定の確認は行っているものの、今後は、支給対象となる大会等の主催及び共催団体を既存の資料のみで判断せず、事務長及び事務職員全員で検討のうえ、さらに判断に迷う場合は必ず主管課に確認をすることとした。
教育委員会 菊池農業高等学校	(職員の交通法規違反について) 私用中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。	事案発生を受けて、令和6年12月に全職員を対象に不祥事防止研修を実施し、飲酒運転防止の注意喚起を行った。 週2回実施する朝会で配布する資料に「飲酒運転の根絶に向けたメッセージ」を掲載し、常に注意喚起を行っている。 年度当初に不祥事防止研修を実施し、飲酒運転防止の注意喚起を行っている。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 法令、条例、規則又は通知・通達に違反し、事務の執行が不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行又は財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意又は重大な過失により、不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性又は効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に当たり、是正又は改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの